

おトークオフィス・ワンサービス契約約款

令和5年4月1日

株式会社トークネット

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 おトークオフィス・ワンサービスの品目等	3
第4条 おトークオフィス・ワンサービスの品目等	3
第3章 おトークオフィス・ワンサービスの提供区域等	4
第5条 おトークオフィス・ワンサービスの提供区域等	4
第4章 契約	5
第6条 契約の単位	5
第7条 契約者回線の終端	5
第8条 収容区域及び加入区域	5
第9条 おトークオフィス・ワン契約申込の方法	5
第10条 おトークオフィス・ワン契約申込の承諾	5
第11条 最低利用期間	5
第12条 品目等の変更	5
第13条 契約者回線の移転	6
第14条 契約者回線の異経路	6
第15条 利用の一時中断	6
第16条 その他の契約内容の変更	6
第17条 権利の譲渡の禁止	6
第18条 契約者が行うおトークオフィス・ワン契約の解除	6
第19条 当社が行うおトークオフィス・ワン契約の解除	6
第20条 その他の提供条件	6
第5章 契約者回線群の設定等	7
第21条 契約者回線群の設定	7
第22条 契約者回線群の変更	7
第23条 契約者回線群の廃止	7
第6章 付加機能	8
第24条 付加機能の提供	8
第25条 付加機能の最低利用期間	8
第26条 付加機能の廃止	8
第7章 端末設備の提供等	9
第27条 端末設備の提供	9
第28条 端末設備の移転	9
第29条 端末設備の利用の一時中断	9
第8章 回線相互接続	10
第30条 当社又は他社の電気通信回線の接続	10

第9章 利用中止及び利用停止	11
第31条 利用中止	11
第32条 利用停止	11
第10章 おトークオフィス・ワンサービスの利用の制限等	12
第33条 通信利用の制限等	12
第34条 契約者回線による制約	12
第11章 料金等	13
第1節 料金及び工事に関する費用	13
第35条 料金及び工事に関する費用	13
第2節 料金の支払義務	13
第36条 料金の支払義務	13
第37条 手続きに関する料金の支払義務	14
第38条 工事費の支払義務	14
第39条 線路設置費の支払義務	14
第40条 設備費の支払義務	14
第3節 料金の計算方法等	14
第41条 料金の計算方法等	14
第4節 割増金及び遅延損害金	15
第42条 割増金	15
第43条 遅延損害金	15
第12章 保守	16
第44条 契約者の維持責任	16
第45条 契約者の切分責任	16
第46条 修理又は復旧の順位	16
第13章 損害賠償	17
第47条 責任の制限	17
第48条 免責	17
第14章 雑則	18
第49条 承諾の限界	18
第50条 利用に係る契約者の義務	18
第51条 他人に使用させる場合の契約者の義務	18
第52条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	18
第53条 技術的事項及び技術参考資料の閲覧	18
第54条 法令に規定する事項	19
第55条 閲覧	19
第15章 附帯サービス	20
第56条 附帯サービス	20
別記	21
1 おトークオフィス・ワンサービスの提供区域等	22
2 契約者の地位の承継	22
3 契約者の氏名等の変更	22
4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	22
5 自営端末設備の接続	22
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	23

7	自営電気通信設備の接続	23
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	23
9	当社の維持責任	24
10	ルータ等の提供	24
11	新聞社等の基準	24
12	技術資料の項目	24
料金表		25
	通則	27
	第1表	28
	第2表	35
	第3表	39
別表		45
	基本的な技術的事項	46
附則		47

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、このおトークオフィス・ワンサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりおトークオフィス・ワンサービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(注) 本条のほか、当社はおトークオフィス・ワンサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(用語の定義)

第 3 条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 おトークオフィス・ワン収容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 おトークオフィス・ワンサービス	おトークオフィス・ワン収容網を使用して行う電気通信サービス
5 おトークオフィス・ワンサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりおトークオフィス・ワンサービスを提供する当社の事業所
6 おトークオフィス・ワンサービス取扱所	おトークオフィス・ワンサービスに関する業務を行う当社の事務所
7 おトークオフィス・ワン契約	当社からおトークオフィス・ワンサービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社とおトークオフィス・ワン契約を締結している者
9 収容局設備	おトークオフィス・ワン収容網に所属するおトークオフィス・ワンサービス取扱局に設置される電気通信設備
10 第 1 種契約者回線	おトークオフィス・ワン契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、当社の電気通信設備で構成されるもの
11 第 2 種契約者回線	おトークオフィス・ワン契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、当社の電気通信設備及び当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備で構成されるもの
12 第 3 種契約者回線	おトークオフィス・ワン契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線にあつて、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備で構成されるもの
13 契約者回線	第 1 種契約者回線、第 2 種契約者回線又は第 3 種契約者回線

用 語	用 語 の 意 味
14 利用回線	当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備（第2種契約者回線及び第3種契約者回線に係るものに限ります。）
15 契約者回線等	契約者回線及び当社が設置する契約者回線に係る端末設備
16 契約者回線群	おトークオフィス・ワン収容網を使用して相互に通信を行うことのできる契約者回線により構成される回線群
17 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 おトークオフィス・ワンサービスの品目等

(おトークオフィス・ワンサービスの品目等)

第 4 条 当社の提供するおトークオフィス・ワンサービスには、料金表第 1 表（料金）に規定する品目及び細目があります。

第3章 おトークオフィス・ワンサービスの提供区域等

(おトークオフィス・ワンサービスの提供区域等)

第5条 当社のおトークオフィス・ワンサービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のおトークオフィス・ワン契約を締結します。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路又は利用回線から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第8条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するおトークオフィス・ワンサービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(おトークオフィス・ワン契約申込の方法)

第9条 おトークオフィス・ワン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をおトークオフィス・ワンサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) おトークオフィス・ワンサービスの品目及び細目
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) 所属する契約者回線群
- (4) その他おトークオフィス・ワン契約申込の内容を特定するために必要な事項

(おトークオフィス・ワン契約申込の承諾)

第10条 当社は、おトークオフィス・ワン契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのおトークオフィス・ワン契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあつた契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) おトークオフィス・ワン契約の申込みをした者が、おトークオフィス・ワンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第21条(契約者回線群の設定)に規定する契約者回線群がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 おトークオフィス・ワンサービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、おトークオフィス・ワンサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 前項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に定めるC-Ⅲ方式のものに係るおトークオフィス・ワンサービスの最低利用期間については、そのおトークオフィス・ワンサービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間とします。

4 契約者は、前2項の最低利用期間内におトークオフィス・ワン契約の解除又は品目等の変更があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第12条 契約者は、契約者回線の品目及び細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があつたときは、第10条(おトークオフィス・ワン契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第13条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（おトークオフィス・ワン契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第14条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（利用の一時中断）

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、おトークオフィス・ワンサービスの利用の一時中断（そのおトークオフィス・ワンサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（その他の契約内容の変更）

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、第9条（おトークオフィス・ワン契約申込の方法）第4項に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（おトークオフィス・ワン契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（権利の譲渡の禁止）

第17条 契約者がおトークオフィス・ワン契約に基づいておトークオフィス・ワンサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者が行うおトークオフィス・ワン契約の解除）

第18条 契約者は、おトークオフィス・ワン契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめおトークオフィス・ワンサービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うおトークオフィス・ワン契約の解除）

第19条 当社は、次の場合には、そのおトークオフィス・ワン契約を解除することがあります。

(1) 第32条（利用停止）の規定によりおトークオフィス・ワンサービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) そのおトークオフィス・ワン契約に係る契約者回線群について、第23条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第22条（契約者回線群の変更）第1項に規定する所属先の変更請求を行わないとき。

2 当社は、契約者が第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、おトークオフィス・ワンサービスの利用停止をしないでそのおトークオフィス・ワン契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのおトークオフィス・ワン契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第20条 おトークオフィス・ワン契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

第21条 おトークオフィス・ワン契約の申し込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。

- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、おトークオフィス・ワンサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更)

第22条 契約者（回線群代表者を除きます。）は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第21条（契約者回線群の設定）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

第23条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第22条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第 6 章 付 加 機 能

（付加機能の提供）

第24条 当社は契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （2）付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等おトークオフィス・ワンサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の最低利用期間）

第25条 当社が別に定める付加機能については、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 当社が別に定める付加機能の提供を請求した契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、当社が別に定める期日までに料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（注）本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表に定めるゲートウェイ機能をいいます。

（付加機能の廃止）

第26条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- （1）付加機能の提供を受けている契約者から、おトークオフィス・ワン契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- （2）当社は、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第7章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第27条 当社は、その契約者回線について料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第 8 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第30条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をおトークオフィス・ワンサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。
 - 3 契約者は、その接続について、第 1 項の規定によりおトークオフィス・ワンサービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりおトークオフィス・ワンサービス取扱所に通知していただきます。

第9章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、おトークオフィス・ワンサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第33条（通信利用の制限等）の規定により、おトークオフィス・ワンサービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりおトークオフィス・ワンサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのおトークオフィス・ワンサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったおトークオフィス・ワンサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのおトークオフィス・ワンサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第50条（利用に係る契約者の義務）又は第51条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりおトークオフィス・ワンサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

第10章 おトークオフィス・ワンサービスの利用の制限等

(通信利用の制限等)

第33条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認められたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次の掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(契約者回線による制約)

第34条 契約者は、この約款の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、おトークオフィス・ワンサービスを利用することはできません。

2 前項の規定によるほか、利用回線（料金表第1表（料金）に定めるC-Ⅲ方式に係るものに限り）に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第35条 当社が提供するおトークオフィス・ワンサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するおトークオフィス・ワンサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するおトークオフィス・ワンサービスの態様に応じて、回線使用料、加算額及び付加機能使用料を合算したものと及び手続きに関する料金とします。

第2節 料金の支払義務

(料金の支払義務)

第36条 契約者は、そのおトークオフィス・ワン契約に基づいて当社がおトークオフィス・ワンサービスの提供を開始した日(付加機能及び端末設備の提供についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能及び端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりおトークオフィス・ワンサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、おトークオフィス・ワンサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのおトークオフィス・ワンサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄若しくは3欄に該当する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのおトークオフィス・ワンサービス(そのおトークオフィス・ワンサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのおトークオフィス・ワンサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのおトークオフィス・ワンサービス(そのおトークオフィス・ワンサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
3 契約者回線の移転又は端末設備の移転に伴って、おトークオフィス・ワンサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりおトークオフィス・ワンを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのおトークオフィス・ワンサービス(そのおトークオフィス・ワンサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第37条 契約者は、おトークオフィス・ワンサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第38条 契約者は、おトークオフィス・ワン契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのおトークオフィス・ワン契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第39条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にそのおトークオフィス・ワン契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条及び次条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

(1) 契約者回線の終端が区域外(收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるおトークオフィス・ワン契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第40条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するおトークオフィス・ワン契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第41条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第42条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第43条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第47条 当社は、おトークオフィス・ワンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのおトークオフィス・ワンサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第36条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、おトークオフィス・ワンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第36条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのおトークオフィス・ワンサービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのおトークオフィス・ワンサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりおトークオフィス・ワンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第48条 当社は、おトークオフィス・ワンサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（おトークオフィス・ワンサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第14章 雑 則

(承諾の限界)

第49条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款又は料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第50条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がおトークオフィス・ワン契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がおトークオフィス・ワン契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がおトークオフィス・ワン契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 故意に通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第51条 契約者は、当社がおトークオフィス・ワン契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、当社がおトークオフィス・ワン契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、当社がおトークオフィス・ワン契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第44条 (契約者の維持責任)
- イ 第45条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記5 (自営端末設備の接続)
- エ 別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第52条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

第53条 おトークオフィス・ワンサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するおトークオフィス・ワンサービス取扱所において、おトークオフィス・ワンサービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第54条 おトークオフィス・ワンサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第55条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第56条 おトークオフィス・ワンサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10に定めるところによります。

別 記

別 記

1 おトークオフィス・ワンサービスの提供区域等

- (1) 当社のおトークオフィス・ワンサービスは、契約者回線の区分ごとに次に掲げる都道府県の区域において提供します。

契約者回線区分	都 道 府 県 の 区 域	
第1種 契約者回線	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	
第2種 契約者回線	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	
第3種 契約者回線	東日本 エリア	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	西日本 エリア	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- (2) 当社のおトークオフィス・ワンサービスの提供区間は、契約者回線の終端相互間とします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにおトークオフィス・ワンサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにおトークオフィス・ワンサービス取扱所に通知していただきます。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) おトークオフィス・ワン契約に係る契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がおトークオフィス・ワン契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線等を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
- この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第3項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により、当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 ルータ等の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、そのおトークオフィス・ワンサービスに係るルータ等（ルータ又はスイッチであって、契約者回線の終端と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に設置されるものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、ルータ等の設置若しくは移転又はその他変更に係る工事を行います。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) ルータ等を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (4) ルータ等に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (5) 契約者がルータ等を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 契約者は、当社が提供したルータ等を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。
- (7) 契約者は、(6)の規定に違反してルータ等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) (1)から(7)に規定するほか、ルータ等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について 8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第 131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
 (1) 物理的条件
 (2) 電氣的条件
 (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

目 次

通則	27
第1表 料金	28
第1 おトークオフィス・ワンに関する料金	28
1 適用	28
2 料金額	34
(1) 回線使用料	34
(2) 加算額	34
(3) 付加機能使用料	35
第2 手続きに関する料金	36
第2表 工事に関する費用	37
第1 工事費	37
1 適用	37
2 工事費の額	38
第2 線路設置費	39
1 適用	39
2 線路設置費の額	39
第3 設備費	40
1 適用	40
2 設備費の額	40
第3表 附帯サービスに関する料金	41
第1 ルータ等に係る料金等	41
A ルータ等に係る料金	41
1 適用	41
2 料金額	43
B ルータ等に係る工事に関する費用	44
1 適用	44
2 工事費の額	44

料金表 通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がおトークオフィス・ワン契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日におトークオフィス・ワンサービスの提供の開始（付加機能及び端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日におトークオフィス・ワン契約の解除（付加機能及び端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日におトークオフィス・ワンサービスの提供の開始（付加機能及び端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にそのおトークオフィス・ワン契約の解除（付加機能及び端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 約款第36条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するおトークオフィス・ワンサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 5 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、4及び5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 7 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注) 7に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 9 約款第36条（料金の支払義務）から約款第40条（設備費の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差が生じる場合があります。

- (注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

- (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のおトークオフィス・ワンサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

第1 おトークオフィス・ワンサービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容																		
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、おトークオフィス・ワンサービスの提供区域について、1のおトークオフィス・ワンサービス取扱局に契約者回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでおトークオフィス・ワンサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																		
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <p>(7) 第1種契約者回線の品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光品目</td> <td>100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第2種契約者回線の品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光品目</td> <td>100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">DSL品目</td> <td>1.5Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大1.5Mb/sまで、他の伝送方向については、最大512kb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>12Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>47Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第3種契約者回線の品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光品目</td> <td>100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	光品目	100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	光品目	100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの	DSL品目	1.5Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大1.5Mb/sまで、他の伝送方向については、最大512kb/sまでの符号伝送が可能なもの	8Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	12Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	40Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	47Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	光品目	100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																		
光品目	100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの																		
品 目	内 容																		
光品目	100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの																		
DSL品目	1.5Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大1.5Mb/sまで、他の伝送方向については、最大512kb/sまでの符号伝送が可能なもの																		
	8Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																		
	12Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																		
	40Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																		
	47Mb/s おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																		
品 目	内 容																		
光品目	100Mb/s 最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの																		

DSL 品目	1.5Mb/s	おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大1.5Mb/sまで、他の伝送方向については、最大512kb/sまでの符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね8Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	12Mb/s	おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね12Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	24Mb/s	おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね24Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね40Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
	47Mb/s	おトークオフィス・ワンサービス取扱局から契約者回線等の終端の場所への伝送方向については最大概ね47Mb/sまで、他の伝送方向については、最大概ね5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
<p>イ 契約者は、約款第13条（契約者回線の移転）の規定にかかわらず、契約者回線の移転を行うことができない場合があります。</p> <p>ただし、この場合において、その移転先において他の品目等で提供することが可能な場合には、約款第12条（品目等の変更）に規定する品目等の変更の請求（移転先での提供が可能な品目等への変更に限り、）と同時にその契約者回線の移転を請求する場合に限り、当社はその請求を受け付けます。</p>		

(3) 細目に係る料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり細目を定めます。

(7) 通信の態様による細目

区 別	内 容
A方式	第1種契約者回線であって、收容局設備と契約者回線の終端との間の電気通信設備の一部を複数の契約者が同時に利用することができるもの
B方式	第1種契約者回線であって、A方式以外のもの
C-I方式	第2種契約者回線の光品目のものであって、收容局設備と契約者回線の終端との間の電気通信設備の一部を複数の契約者が同時に利用することができるもの
C-II方式	第2種契約者回線の光品目のものであって、C-I方式以外のもの
C-III方式	第2種契約者回線のDSL品目のものであって、電話を重畳しないもの
D-aI方式	第3種契約者回線の光品目のもの
D-eI方式	第3種契約者回線の光品目のものであって、D-eII方式以外のもの
D-eII方式	第3種契約者回線の光品目のものであって、ハイスピードタイプのもの
D-eIII方式	第3種契約者回線のDSL品目のものであって、電話を重畳しないもの
D-wI方式	第3種契約者回線の光品目のものであって、D-wII方式以外のもの
D-wII方式	第3種契約者回線の光品目のものであって、ハイスピードタイプのもの
D-wIII方式	第3種契約者回線のDSL品目のものであって、電話を重畳しないもの

備考

- 1 契約者は、約款第12条（品目等の変更）の規定にかかわらず、品目及び通信の態様による細目の変更を請求することができません。
- 2 D-aI方式は、第3種契約者回線の提供区域の全てで提供します。
- 3 D-eI方式、D-eII方式及びD-eIII方式は、第3種契約者回線の提供区域の内、東日本エリアでのみ提供します。
- 4 D-wI方式、D-wII方式及びD-wIII方式は、第3種契約者回線の提供区域の内、西日本エリアでのみ提供します。

(イ) 提供の形態による細目

区 別	内 容
I型	II型以外のもの
II型	利用回線が東日本電信電話株式会社のIP通信網サービスに関する契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1に係るものであって、その提供の形態による細目がII型（フレッツ光ネクスト）となるもの
備考 提供の形態による細目は、C-I方式のものにあります。	

(ウ) 保守の態様による細目

タイプ	区 別	内 容

	保守タイプ1	オンサイト	おトークオフィス・ワンサービス取扱所の営業時間（休日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日）をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間とします。以下「当社営業時間」といいます。）外に、そのおトークオフィス・ワン契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
		センドバック	契約者がイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行うものを含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及び当社営業時間外にそのイーサ接続装置以外に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
		コールドスタンバイ	契約者がイーサ接続装置及びその拠点に係る予備のイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及び当社営業時間外にそのイーサ接続装置以外に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
	保守タイプ2	オンサイト	そのおトークオフィス・ワン契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの
		センドバック	契約者がイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及びそのイーサ接続装置以外に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 152 686 584">コールドスタンバイ</td> <td data-bbox="686 152 1479 584"> <p>契約者がイーサ接続装置及びその拠点に係る予備のイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及びそのイーサ接続装置以外に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 584 1479 790"> <p>備考</p> <p>1 当社は、第1種契約者回線及び第3種契約者回線については、オンサイトのものに限り提供します。</p> <p>2 当社は、第2種契約者回線については、センドバックのもの又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p> </td> </tr> </table> <p>イ 光品目（C-I方式のII型のものを除きます。）に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限り。）の数は、A方式又はB方式のものにあつては合わせて最大50まで、C-I方式のI型のものにあつては合わせて最大5まで、C-II方式のものにあつては合わせて最大10までとさせていただきます。</p>	コールドスタンバイ	<p>契約者がイーサ接続装置及びその拠点に係る予備のイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及びそのイーサ接続装置以外に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの</p>	<p>備考</p> <p>1 当社は、第1種契約者回線及び第3種契約者回線については、オンサイトのものに限り提供します。</p> <p>2 当社は、第2種契約者回線については、センドバックのもの又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p>	
コールドスタンバイ	<p>契約者がイーサ接続装置及びその拠点に係る予備のイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及びそのイーサ接続装置以外に係るおトークオフィス・ワン契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの</p>				
<p>備考</p> <p>1 当社は、第1種契約者回線及び第3種契約者回線については、オンサイトのものに限り提供します。</p> <p>2 当社は、第2種契約者回線については、センドバックのもの又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p>					
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア おトークオフィス・ワンサービスについては、異経路によるもの除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内におトークオフィス・ワン契約の解除があった場合は、約款第36条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（回線使用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の品目等の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>				
(5) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その契約者回線が収容されているおトークオフィス・ワンサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（その契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更又は契約者回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路（(6)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>				
(6) 異経路による契約者回線の加算額の適用	<p>ア 契約者回線の終端が直接収容されているおトークオフィス・ワンサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは再算定します。</p>				
(7) 特別な電気通信設備の料金の適用	<p>契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合、特別な電気通信設備の加算額を適用します。</p>				

(8) 配線設備及び回線終端装置等の料金の適用	配線設備及び回線終端装置等（回線接続装置、回線終端装置、イーサ接続装置をいいます。以下同じとします。）の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。
(9) 付加機能に係る料金の適用	当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。
(10) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(11) 回線使用料の適用除外	おトークオフィス・ワン契約（C-Ⅲ方式に係るものに限り、）に係るおトークオフィス・ワンサービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（DSL方式に起因する事象であって、利用回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対抗しておトークオフィス・ワン取扱所に設置される利用回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であって、そのおトークオフィス・ワンサービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、契約者からその旨の申出があり、そのおトークオフィス・ワン契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る回線使用料は適用しません。

2 料金額

(1) 回線使用料

ア 基本料

契約者回線 1 回線ごとに月額

保守の態様による細目（区別）	通信の態様による細目	料 金 額	
		（税込額）	
オンサイト	A方式	18,000円	(19,800円)
	B方式	23,000円	(25,300円)
	D-a I方式	27,000円	(29,700円)
	D-e I方式	31,000円	(34,100円)
	D-e II方式	31,000円	(34,100円)
	D-e III方式	31,000円	(34,100円)
	D-w I方式	31,000円	(34,100円)
	D-w II方式	31,000円	(34,100円)
	D-w III方式	31,000円	(34,100円)
センドバック	C-I方式	23,000円	(25,300円)
	C-II方式	28,000円	(30,800円)
	C-III方式	21,000円	(23,100円)
コールドスタンバイ	C-I方式	25,000円	(27,500円)
	C-II方式	30,000円	(33,000円)
	C-III方式	23,000円	(25,300円)

イ 加算料

契約者回線 1 回線ごとに月額

保守の態様による細目（タイプ）	料 金 額	
	（税込額）	
保守タイプ2のもの	3,000円	(3,300円)

(2) 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料 金 額 （税込額）
区域外線路使用料	光配線	区域外線路100mまでごとに	1,000円 (1,100円)
異経路の線路使用料	—	—	別に算定する実費
特別電気通信設備使用料	—	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するおトークオフィス・ワンサービス取扱所において閲覧に供します。			

(3) 付加機能使用料

月額

区 分		単 位	料 金 額 (税込額)
a ゲートウェイ機能	当社の高速イーサネット網サービスに係る電気通信設備を介して、契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者に係る契約者回線群に所属する契約者回線と通信を行う機能	1の契約者回線群ごとに	100,000円 (110,000円)
	備考 (1) 当社は、回線群代表者である契約者から請求があったときに限り、このゲートウェイ機能を提供します。 (2) この機能は、契約者よりあらかじめ指定された者が、1の高速イーサネット網契約者回線群（高速イーサネット網サービス契約約款に規定する契約者回線群とします。）に所属する全ての高速イーサネット網契約者（高速イーサネット網サービス契約約款に基づき当社と高速イーサネット網サービスの契約を締結している者をいいます。）である場合に限り提供します。 (3) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての契約者は、この機能を利用することができます。 (4) この機能には、最低利用期間があります。 (5) この機能に係る契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止があった場合は、約款第36条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の機能に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。		
b 特定サービス接続機能	契約者回線群から、特定サービス（当社が別に定める契約約款又は利用規約に規定する電気通信サービスを言います。以下、この欄において同じとします。）への通信を行う機能	1の機能ごとに	—
	備考 (1) 当社は、回線群代表者である契約者から請求があったときに限り、本機能を提供します。ただし、本機能とゲートウェイ機能は同時に提供しません。 (2) 当社は、本機能の請求を行う回線群代表者が、特定サービスの契約約款又は利用規約に基づき、当社と特定サービスの契約を締結している場合（本機能の請求と同時に特定サービスの契約申込みを行う場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。 (3) 当社は、本機能の請求を行った契約者が(2)の規定を満たさなくなった場合、本機能を廃止します。 (4) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容			
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">契約料</td> <td>おトークオフィス・ワン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料
種 別	内 容			
契約料	おトークオフィス・ワン契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			
(2) 契約料の適用に関する特例	おトークオフィス・ワンサービス（C-Ⅲ方式のものに限ります。）の提供の開始により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのおトークオフィス・ワンサービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、契約者からその旨の申出があり、そのおトークオフィス・ワン契約の解除が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。			

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料金額 (税込額)
契約料	1 契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線及びおトークオフィス・ワンサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。										
(2) 品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事を適用し、移転、接続変更又は他社接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。										
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事の区分</th> <th style="text-align: center;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線の設置等に係る工事</td> <td>契約者回線の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 利用の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線等の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 付加機能に係る工事</td> <td>付加機能の利用開始を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線調整等に係る工事</td> <td> <p>おトークオフィス・ワン契約（C-Ⅲ方式に係るものに限ります。）に係る利用回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（利用回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>回線調整等に係る工事費は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費、ブリッジタップはずしを行う場合の工事費及び保安器の変更を行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、それらの工事を1の工事とみなして基本工事費を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 契約者回線の設置等に係る工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線等の利用の一時中断を行う場合に適用します。	ウ 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始を行う場合に適用します。	エ 回線調整等に係る工事	<p>おトークオフィス・ワン契約（C-Ⅲ方式に係るものに限ります。）に係る利用回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（利用回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>回線調整等に係る工事費は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費、ブリッジタップはずしを行う場合の工事費及び保安器の変更を行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、それらの工事を1の工事とみなして基本工事費を適用します。</p>
工事の区分	適 用										
ア 契約者回線の設置等に係る工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。										
イ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線等の利用の一時中断を行う場合に適用します。										
ウ 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始を行う場合に適用します。										
エ 回線調整等に係る工事	<p>おトークオフィス・ワン契約（C-Ⅲ方式に係るものに限ります。）に係る利用回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（利用回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>回線調整等に係る工事費は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費、ブリッジタップはずしを行う場合の工事費及び保安器の変更を行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、それらの工事を1の工事とみなして基本工事費を適用します。</p>										
(4) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>おトークオフィス・ワン契約（C-Ⅲ方式に係るものに限ります。）に係るおトークオフィス・ワンサービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのおトークオフィス・ワンサービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、契約者からその旨の申出があり、そのおトークオフィス・ワン契約の解除、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求が行われた場合（リンク未確立状態となったおトークオフィス・ワンサービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限ります。）</p>										
(5) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。										

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類			工 事 費 の 額 (税込額)		
契約者回線の設置等に係る工事	第1種契約者回線に係るもの	回線終端装置等の設置が伴う場合	49,200円 (54,120円)		
		上記以外の場合	2,500円 (2,750円)		
	第2種契約者回線に係るもの	利用回線に係る部分		別に算定する実費	
		上記以外の部分	イーサ接続装置の設置が伴う場合	センドバックからコールドスタンバイへ変更する場合	10,500円 (11,550円)
				上記以外の場合	センドバックの場合
			上記以外の場合	コールドスタンバイの場合	30,100円 (33,110円)
			上記以外の場合		2,500円 (2,750円)
	第3種契約者回線に係るもの	利用回線に係る部分		別に算定する実費	
		上記以外の部分		2,500円 (2,750円)	
	利用の一時中断に係る工事			6,500円 (7,150円)	
付加機能に係る工事		ゲートウェイ機能に係るもの	21,000円 (23,100円)		
回線調整等に係る工事	基本工事費	保安器の変更のみを行う場合	4,500円 (4,950円)		
		上記以外の場合	11,400円 (12,540円)		
	回線収容替えを行う場合		9,600円 (10,560円)		
	ブリッジタップはずしを行う場合		10,800円 (11,880円)		
	保安器の変更を行う場合		2,800円 (3,080円)		
備考					
<p>1 上記工事に伴い、引込み柱以降において建柱等特殊な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。</p> <p>2 当社は回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、その契約者に通知します。</p> <p>3 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>4 回線調整等の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整等に関する工事費は適用しません。</p> <p>ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、保安器の変更のみを行う場合の工事費を適用します。</p>					

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにおトークオフィス・ワン契約を締結して、その場所でおトークオフィス・ワンサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、区域外線路の新設の工事を要するときはこの差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;"> 新たに提供を受けるおトークオフィス・ワンサービスに係るおトークオフィス・ワン契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>イ おトークオフィス・ワンサービスの品目の変更等の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 25%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税込額)
光配線	97,000円 (106,700円)

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	内 容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するおトークオフィス・ワンサービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ルータ等に係る料金等

A ルータ等に係る料金

1 適用

区 分	内 容										
(1) ルータ等の提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は契約者について、ルータ等の提供に係る料金を適用します。</p> <p>イ 当社はルータ等の提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおりルータ等の種類を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I 型</td> <td>II 型以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 型</td> <td>I 型のルータ等の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	I 型	II 型以外のもの	II 型	I 型のルータ等の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの				
	種類	内 容									
	I 型	II 型以外のもの									
	II 型	I 型のルータ等の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの									
	<p>ウ 当社はルータ等の提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">オンサイト 「保守タイプ1」</td> <td>当社営業時間外にそのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オンサイト 「保守タイプ2」</td> <td>そのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">センドバック</td> <td>契約者がルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コールドスタンバイ</td> <td>契約者がルータ等及びその拠点に係る予備のルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内 容	オンサイト 「保守タイプ1」	当社営業時間外にそのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	オンサイト 「保守タイプ2」	そのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの	センドバック	契約者がルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	コールドスタンバイ	契約者がルータ等及びその拠点に係る予備のルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
	区別	内 容									
	オンサイト 「保守タイプ1」	当社営業時間外にそのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの									
	オンサイト 「保守タイプ2」	そのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの									
	センドバック	契約者がルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの									
	コールドスタンバイ	契約者がルータ等及びその拠点に係る予備のルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの									
<p>備考</p> <p>1 当社は、ルータ等の種類がI 型のものについては、センドバック又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p> <p>2 当社は、ルータ等の種類がII 型のものについては、オンサイト「保守タイプ1」、オンサイト「保守タイプ2」又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p> <p>3 1又は2に規定するほか、当社が別に定めるところにより、契約者が利用することのできない保守の態様による細目があります。</p>											
<p>エ 当社は、ルータ等の提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>											

区 分	内 容	
(2) オプションサービスの提供に係る料金の適用	ア 当社は、ルータ等の提供と合わせて次表に定めるオプションサービスを提供した場合、オプションサービスの提供に係る料金を適用します。	
	区分	内容
	死 活 監 視 サ ー ビ ス	このサービスを利用する契約者回線に接続されるルータ等の稼働状況を確認するための監視信号をおトークオフィス・ワンサービス取扱所内に設置される監視装置からそのルータ等との間において送受信し、そのルータ等が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びそのルータ等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス
	備 考	1 契約者は、あらかじめこの死活監視サービスにおいて監視対象とするルータ等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。 3 監視対象となるルータ等が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。 4 契約者は、この死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。 5 当社は、第47条（責任の制限）に規定するほか、この死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
優 先 制 御 サ ー ビ ス	契約者があらかじめ指定した優先順位にしたがってルータ等と契約者回線との間を伝送交換するサービス	
備 考	1 契約者は、あらかじめルータ等に設定する契約者指定の優先順位及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。 3 当社は、第47条（責任の制限）に規定するほか、この優先制御サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	
イ アの規定に係わらず、当社が別に定めるところにより、契約者がオプションサービスを利用することができない場合があります。		
ウ 当社は、オプションサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。		
(3) 最低利用期間内にルータ等の提供に係る契約の解除等があった場合の料金の適用	ア ルータ等には、最低利用期間があります。 イ アの最低利用期間は、ルータ等の提供を開始した日から起算して1年間とします。 ウ 契約者は、最低利用期間内にルータ等の提供に係る契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（ルータ等使用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。 エ 契約者は、最低利用期間内にルータ等の種類の変更又は保守の態様に係る細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。	

2 料金額

(1) ルータ等使用料

1の保守の態様による細目ごとに月額

保守の態様に係る細目（区別）	料金額 (税込額)	
	I 型	II 型
オンサイト「保守タイプ1」	—	4,800円 (5,280円)
オンサイト「保守タイプ2」	—	5,000円 (5,500円)
センドバック	1,200円 (1,320円)	—
コールドスタンバイ	2,400円 (2,640円)	8,000円 (8,800円)

(2) オプションサービス使用料

月額

	単位	料金額 (税込額)
死活監視サービス	1の契約者回線群ごとに	20,000円 (22,000円)
	1台ごとに	2,000円 (2,200円)
優先制御サービス	—	—

B ルータ等に係る工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるルータ等において、1の工事ごとに適用します。								
(2) ルータ等の種類の変更、保守の態様による細目の変更又は移転の場合の工事費の適用	ルータ等の種類の変更又は保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後のルータ等の種類又は保守の態様による細目に対応するルータ等の取り付けに関する工事を適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。								
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ルータ等の設置等に係る工事</td> <td>ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものであって、ルータ等の設定、設定変更、設置、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ルータ等の送付等に係る工事</td> <td>ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものであって、ルータ等の設定、設定変更、送付、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オプションサービスに係る工事</td> <td>以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 <u>(1)</u> 死活監視サービス <u>(2)</u> 優先制御サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	ルータ等の設置等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものであって、ルータ等の設定、設定変更、設置、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。	ルータ等の送付等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものであって、ルータ等の設定、設定変更、送付、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。	オプションサービスに係る工事	以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 <u>(1)</u> 死活監視サービス <u>(2)</u> 優先制御サービス
区分	適用								
ルータ等の設置等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものであって、ルータ等の設定、設定変更、設置、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。								
ルータ等の送付等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものであって、ルータ等の設定、設定変更、送付、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。								
オプションサービスに係る工事	以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 <u>(1)</u> 死活監視サービス <u>(2)</u> 優先制御サービス								

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工 事 費 の 額 (税込額)		
ルータ等の設置等に係る工事	ルータ等の設定が伴う場合	50,000円 (55,000円)		
	上記以外の場合	20,000円 (22,000円)		
ルータ等の送付等に係る工事	保守の態様による細目をコールドスタンバイへ変更する場合	I型に係るもの	24,000円 (26,400円)	
		II型に係るもの	40,000円 (44,000円)	
	上記以外の場合	I型に係るもの	センドバックの場合	24,000円 (26,400円)
			コールドスタンバイの場合	48,000円 (52,800円)
	II型に係るもの	80,000円 (88,000円)		
オプションサービスに係る工事	死活監視サービスに係るもの	50,000円 (55,000円)		
	優先制御サービスに係るもの	10,000円 (11,000円)		
備考				
1 ルータ等の設置等に係る工事は、ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものに限り適用します。				
2 ルータ等の送付等に係る工事は、ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものに限り適用します。				

別 表

別表 基本的な技術的事項

契約者回線に関するもの

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
光品目のもの	100Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠		
DSL品目の もの	1.5Mb/s、8Mb/s、 12Mb/s、24Mb/s、 40Mb/s、47Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠		

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成19年3月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成20年8月1日より実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているC-I方式のものは、この改正規定実施の日において、C-I方式のI型のものへ移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。